

姫路市入札監視会議 議事概要（平成19年度第1回）

- 1 日 時 平成19年8月22日（水） 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 姫路市役所 10階 第4会議室
- 3 出席者
（委員）… 清原委員長 久保委員 原委員 柳内委員
（姫路市）… 山名総務局長 鑛山行政部長 三木契約課長 他契約課2人

4 概 要

1. 委員の改選（4名中2名）に伴う委員長の選出及び委員長代理の指名
委員の互選により清原委員が委員長に選出された。
委員長より久保委員が委員長代理に指名された。
2. 建設工事発注状況等の説明
平成18年12月1日から平成19年6月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について、事務局より報告された。
2. 審議対象工事の抽出結果の報告
審議対象工事の抽出を行う委員に指定された原委員より抽出結果が報告された。
抽出結果 入札方式別に無作為抽出を行った
制限付一般競争入札について、全34件中2件を抽出
指名競争入札について、全423件中4件を抽出
3. 抽出工事の説明及び審議
抽出された制限付一般競争入札2件及び指名競争入札4件の各工事について審議を行った。
 - (1) 制限付一般競争入札
 - ①姫路市立白鳥小学校校舎大規模改修等工事
【主な質問・意見】
委員： 電子入札を導入して大きく変わった点は何か。
事務局： 業者が参加にあたり便利になったことから参加者が増えているのではないか。
業者にとって、案件によっては指名されても処々の事情により参加したくない場合もあり、その意思表示が計れるようになり、希望型参加として機能している。又、入札期間を1.5日とすることで、入札に係る制

約が緩和され、事務改善にもなっている。

委員： 予定価格の算出方法について具体的に説明願いたい。

事務局： 非公表である。内規で定められた基準により算定している。

委員： 予定価格の性格はどういうものか、その価格で落札してほしいという希望価格なのか。

事務局： それ以下でないと契約できない額であり、基本的には国及び兵庫県の基準に準じて積算した金額である。

委員： 予定価格は公表しているのか。

事務局： 予定価格が **3,000** 万円以上入札において事前公表している。それ未満については事後公表としている。

② 奈 8 号防波堤ケーソン据付工事

【主な質問・意見】

委員： 予定価格に比して入札価格がかなり低いのではないか。

事務局： 最低制限価格以上であるため、適正な金額といえる。

委員： 最低制限価格は業者に分かるのか。

事務局： 公表しておらず、業者には分からない。他都市においては、予定価格及び最低制限価格共に公表しているところもあるが、参加業者全社が最低制限価格で入札し、抽選による落札となっているケースも少なくない。当市においては、現在のところ公表の予定はない。

委員： 最低制限価格とはどういうものか。

事務局： その範囲内であれば、ダンピング等もなく適正であると判断する基準である。国からの通知では **2/3～85%** で設定することとなっており、それ以上であれば利益が確保されるものとされている。従って、最低制限価格以上の入札であれば、無条件で契約に至っている。

委員： 最低制限価格を設定することが、極端に低価格な応札者を排除するというのは良く分かるが、適正な履行が可能な業者まで排除してしまう可能性があり、難しい問題であると思われる。

事務局： 当市においては、予定価格が **1 億 5,000** 万円以上の入札にあつては、低入札価格調査により履行できない恐れが無いかの調査を実施し、その結果如何で契約に至っている。ただし、それ未満の入札については入札件数が膨大であり、事務処理上、最低制限価格を適用している。

委員： 低価格入札による手抜き工事を防ぐという趣旨ですね。

(2) 指名競争入札

① 中島川支川改修工事

【主な質問・意見】

委員： 落札率が **98.67%** とかなり高いが…。

事務局： 本入札は 1 回目の入札では全社予定価格を超えていたため、2 回目の入札で落札している。2 回目以降で落札する場合は、1 回目の最低入札

額から各社が入札するので、結果的に予定価格に近いものとなってしまうことが少なくない。

委員： 予定価格の秘密性というものが重要であり、例えば課長一人しか知り得ないような制度にはできないのか。

事務局： 予定価格は、開札時まで設定権者以外分からないように封入されており、設定権者以外が知りえることは無い。

委員： 予定価格はいつ決まるのか。

事務局： 予定価格は、指名競争入札にあつては入札日までに、制限付一般競争入札にあつては公告日までに決定する。

②阿保遺跡発掘調査委託

【主な質問・意見】

委員： 遺跡発掘のノウハウを持った業者というのは、相当数あるものなのか。

事務局： 施工実績を持っている市内業者で十数社ある。

委員： この調査委託は区画整理事業前提のものなのか。

事務局： そのとおり。

③姫路市営丸尾町住宅1棟109号高齢者向住戸改善工事

【主な質問・意見】

特になし。

④英賀緑地改良工事

【主な質問・意見】

委員： 指名選定理由の工事施工場所における地域性を考慮とは地元業者を優先的に指名しているのか。

事務局： 工事施工場所周辺の業者から諸条件を満足するものを指名している。他の公共団体においても一般的に同様の方法で指名している。

委員： 競争入札の原則から考えると、地域をあまり限定して指名することは、かえって弊害になる可能性もあるのではないか。

事務局： 地元業者でないものが施工することにより工事の進捗に支障をきたすといったケースも実際あり、難しい問題である。現在、予定価格 5,000 万円以上で実施している制限付一般競争入札の対象工事を、今後その金額を下げることにより、拡大していく方向で検討している。

4. 指名停止等の措置状況

平成18年12月1日から平成19年6月30日までに指名停止措置を行った、延103者について、事務局より報告

【主な質問・意見】

委員： 指名停止と登録抹消とは違うのか。

- 事務局： 指名停止になったからといって登録抹消になるものではない。
- 委員： 市内業者において契約違反による指名停止があるが、他にどんなケースがあるのか。
- 事務局： 粗雑行為、事故を起こした、落札したにもかかわらず契約しないといったケースが挙げられる。指名停止措置要綱で規定している要件に合致すれば、無条件に指名停止措置を行っている。
- 委員： 指名停止理由の中に、正当な理由なく履行遅滞したとあるが、これはどういう事情であったのか。
- 事務局： 業者責任による事由で工期内に工事が完了しなかったため指名停止措置したもの。

5. 低入札価格調査

平成18年12月1日から平成19年6月30日までに行った低入札価格調査3件及び同期間に工事が完了した低入札価格調査対象工事について事務局より報告

【主な質問・意見】

- 委員： 工事成績がかなり低いものがあるが、その理由は。
- 事務局： 当該工事はセミシールド工法によるものであったが、その機械が推進途中で壊れたため、工事が中断し契約工期内に工事が完了しなかったことにより低い点数となったもの。
- 委員： このような低入札が行われるということは、落札価格に問題があるのか、それとも予定価格に問題があるのか。
- 事務局： どちらも問題はないと考えている。低入札価格調査においては、その価格で履行が可能かどうかについて具体的な内容等調査を実施しており、例えば、ある業者は機械の使用に対する費用が安価で可能なこと等、その業者独自の様々な有利な要因を挙げている。それを踏まえ、低入札価格審査委員会で審議の上契約に至っているが、結果的に工事は完了している。
- 委員： 予定価格はこのような特別な事情のない一般的な状態で算出したものなのか。
- 事務局： そのとおり。業者それぞれの特殊な要因により差がつくものである。

6. その他

- ・再苦情処理案件について、事務局より報告
[再苦情処理案件なし]

- ・その他

【主な質問・意見】

委員： 姫路市において随意契約はしているのか。

事務局： 工事については 130 万円以下、設計委託等については 50 万円以下のものについて、原則 2 者以上の見積書を徴した上で行っている。又、再度の入札に付しても落札者がいない場合、国や県と施工場所・期間が重なり、その契約相手方と契約する（著しく有利な価格で契約できる等）場合においてなど、法令に基づき行っている。

6 その他

低入札価格調査制度における失格価格について、事務局より報告

- ・ 中核市及び兵庫県の導入状況
- ・ 姫路市入札・契約制度検討懇話会（平成 16 年）において、低入札価格調査制度について、「失格価格導入等ダンピング受注防止策の検討」が提言されている。

入札監視会議において、「失格価格を導入する方向で検討すること」と提言された。